

一般社団法人 長崎青年会議所
役員等選任規則

第 1 章 総 則

第1条 定款第20条第3号及び第39条第5号に基づき、本会議所の役員、顧問及び相談役（以下「役員等」という）の選任は、この規則の定めるところによる。
(改廃の手続き)

第2条 本規則の改廃は、定款第20条第7号により総会において行なわなければならない。

第 2 章 次年度副理事長候補者及び同専務理事候補者の指名

(次年度副理事長候補者及び同専務理事候補者の指名)

第3条 次年度理事長候補者は、総会において次年度副理事長候補者及び同専務理事候補者を指名し、承認を受けなければならない。

第 3 章 選考委員会

(選考委員会の設置)

第4条 役員等の選任に関する事務を管理するため、役員選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

(選考委員会の招集)

第5条 理事長は、次年度理事長候補者の決定後、速やかに選考委員会を招集しなければならない。

(選考委員会の構成員)

第6条 選考委員会は、理事長、次年度理事長候補者及び本規則第3条により指名された次年度副理事長候補者、同専務理事候補者をもって構成する。

(委員長)

第7条 選考委員会の委員長は、理事長がこれにあたる。

第 4 章 役員等の選任

(次年度理事の定数)

第8条 次年度理事の定数は、選考委員会において決定する。

(理事の選任)

第9条 理事の選任については、選考委員会が次の各号に該当する者を推薦し、総会の承認により決定するものとする。

- (1) 本会議所の正会員として、次年度在籍する者
- (2) 満1年以上在籍した正会員のうち、本会議所での活動状況が理事に相応しい者
- (3) 出席良好な者
- (4) 会費を上半期相当分納入している者

2 委員会委員長は、原則として連続3期以上その任に就くことはできない。

(顧問の選任)

第10条 顧問の選任については、選考委員会が次の各号に該当する者を推薦し、総会の承認により決定するものとする。

- (1) 本会議所の正会員として、次年度在籍する者
- (2) 本会議所理事長又は日本青年会議所役員等の経験のある者
- (3) 出席良好な者
- (4) 会費を上半期相当分納入している者

(相談役の選任)

第11条 相談役の選任については、選考委員会が次の各号に該当する者を推薦し、総会の承認により決定するものとする。

- (1) 本会議所の正会員として、次年度在籍する者
- (2) 本会議所役員を歴任した者
- (3) 出席良好な者
- (4) 会費を上半期相当分納入している者

(監事の選任)

第12条 監事の選任については、選考委員会が次の各号に該当する者を推薦し、総会の承認により決定するものとする。

- (1) 本会議所役員を歴任した者
- (2) 出席良好な者
- (3) 会費を上半期相当分納入している者

(役員補充)

第13条 任期中役員に欠員が生じた場合は、役員補充ができる。その場合は、理事長が補欠となる者を推薦し、総会の承認により決定するものとする。任期は定款第29条2項及び第30条2項により前任者の任期の満了するときまでとする。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。